

働き方改革フォローアップ会合運営要領案

働き方改革フォローアップ会合（以下「会合」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 会合において配布された資料は、原則として、公表する。
2. 会合終了後、記者会見を行い、議事内容を説明するものとする。
3. 会合の議事録を公表する。ただし、議長が特に必要と認めるときは、議事録の一部を公表しないものとするができる。
4. この運営要領に定めるもののほか、会合の運営に関し必要な事項は、会合で決定する。